

地域再生計画

1 地域再生計画の名称
緊急被ばく医療に強い救急総合医養成計画

2 地域再生計画の作成主体の名称
敦賀市

3 地域再生計画の区域
敦賀市の全域

4 地域再生計画の目標

《現状と課題》

敦賀市には、日本原子力発電（株）の敦賀発電所1，2号機、（独）日本原子力研究開発機構の原子炉廃止措置研究開発センター（新型転換炉ふげん発電所）、高速増殖原型炉もんじゅの原子力発電所が4基あり、現在、日本原子力発電（株）敦賀発電所3，4号機の増設も進められている。また、隣接する美浜町には関西電力（株）美浜発電所1，2，3号機が立地している。

このように、本市は、市民の安全確保を大前提に原子力発電所と共存共栄を図り、国の原子力政策に貢献し、地域の発展に邁進しているところである。

そこで、福井県においては、原子力を利活用した日本有数の教育・研究開発拠点の形成や、その研究成果を活かした原子力関連産業の創出、育成による地元産業の活性化に寄与することにより、実質的な地域との共生を実現するため、平成17年3月に「エネルギー研究開発拠点化計画」を策定し、その基本施策として、本市にある（財）若狭湾エネルギー研究センターを中心に、「安全・安心の確保」「研究機能の強化」「人材の育成・交流」「産業の創出・育成」の4つの観点から、主に嶺南地域において各施策を展開している。

この計画の平成20年度推進方針の中で、「広域の連携大学拠点の形成」「原子力安全研修施設の整備」が重点施策として盛り込まれた。さらに平成21年度には、「高速増殖炉を中心とした国際的研究開発拠点の形成」が重点施策として追加され、平成23年度から24年度にかけて、これらの施設を本市に整備することとしており、原子力関連技術等を活用した国際的な研究開発機関等の集積地と人材育成の拠点とするため、各関係機関と連携しながら、強力で推進している。

本市は、これらの施設整備の具体化に向け検討している各委員会に参画し、よりよい地域振興と地域との共生が実現できるよう邁進しているところである。

他方で、平成19年3月に策定した第5次敦賀市総合計画第3期基本計画策定の際に実施した市民意識調査（平成17年7月、市民20歳以上無作為抽出で3,000人対象、回収数1,159）によると、行政サービス全般についての評価を求めたところ、原子力発電所に対する安全対策についての市民の評価は極めて低い結果となっている。また、同調査において今後のまちづくりの力点を問うたところ、医療・保健サービスの充実を望む回答が、非常に多かった。

以上のように、市民は原子力に不安を抱え、一方、医療サービスの充実を強く求めている。

更に、本市の医療の中心的役割を担っている市立敦賀病院において、平成18年に同院の役割、機能及び経営基盤強化等について検討した第三者委員会「市立敦賀病院あり方検討委員会」では、同院の「役割及び機能の充実」として、「原子力立地地域に開設されている病院であるという利点の活用や、その特殊性によるところの機能整備への配慮も必要な要件である。」と提言されている。また、市立敦賀病院は、平成16年8月に発生した関西電力（株）美浜発電所における蒸気漏れ事故の際には、8名の患者を受け入れている。

このように、原子力との共存共栄を図るためには、原子力に関連する事故、災害等に対応できる体制、特に市立敦賀病院の医療提供体制の充実及び緊急被ばく医療に対応できる体制を整備することが必要不可欠である。

《課題への対応》

敦賀市においては、平成19年3月に第5次敦賀市総合計画第3期基本計画を策定し、原子力防災対策の充実強化や市民が安心できる地域医療体制の強化などに取り組んでいるところである。

また、敦賀市原子力防災計画（昭和46年9月作成、平成17年3月修正）においては、市立敦賀病院を初期被ばく医療機関に指定し、原子力災害時の緊急被ばく医療体制の確立を図るとしている。更に、敦賀市は「初期被ばく医療機関」としての市立敦賀病院の整備を図ると定めている。なお、「初期被ばく医療機関」の機能としては、①軽度の放射能汚染のふき取り等、簡易な除染及び②軽度の放射能汚染を伴う創傷、熱傷等の救急医療処置などが求められている。

《目標》

この地域再生計画では、福井大学（医学部、医学部附属病院）と敦賀市（市立敦賀病院）が連携し、多施設ローテーションによる新しいカリキュラムで、

社会ニーズに合った「緊急被ばく医療に強い救急総合医」の養成プログラムを構築する。これにより、敦賀市の「救急医療の充実」及び「原子力災害にも対応できる体制整備」が可能となる。

更に、市立敦賀病院は、福井県の嶺南地域、特に二州地区（敦賀市、美浜町、若狭町の一部（旧三方町））の中核的病院であるため、敦賀市のみならず診療圏域の住民に対しても、同様の効果が見込めるものである。

また、養成された緊急被ばく医療に強い救急総合医は、敦賀市のみならず原子力発電所の立地が多い福井県嶺南地域における医療において、将来的に広く活躍が見込めるものである。

（目標とする人材養成及び養成数）

実施期間終了時（5年目）、本プログラム修了者は、日本救急医学会救急科専門医、総合診療領域の学会（家庭医療学会、総合診療学会、プライマリケア学会の3学会が合体した学会）の認定医の資格取得、及び米国 REACT 講習修了証取得、国内における緊急被ばく医療の講習会において講師の役割が果たせることを到達目標とする。

本プログラム修了者は市立敦賀病院に雇用され、市立敦賀病院の救急総合診療部門の専属の医師として十分な臨床能力を発揮し、市立敦賀病院における緊急被ばく医療のリーダーとして病院職員の教育にあたるだけでなく、搬送関係者、行政、地域住民に啓蒙、教育活動を行い、敦賀市民の緊急被ばく医療への不安を払拭し、社会ニーズに合った人材として、地域再生に貢献する。

なお、本プログラムの実施期間終了時には、研修参加者が20名となり、専門医コース修了者が12名、指導医コース修了者が2名となる見込みである。

また、プログラム実施期間終了以降は、指導医コース修了者が本プログラムの教育担当者となり、敦賀市（市立敦賀病院）がこの「緊急被ばく医療に強い救急総合医」の養成拠点となる。これにより、将来、若狭地域から福井県全域における緊急被ばく医療体制が確立し、原子力施設のある他の道府県におけるモデルケースとなることも目指す。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

緊急被ばく医療に強い救急総合医養成の実現に向け、福井大学、敦賀市と市立敦賀病院、原子力事業者がそれぞれの役割を果たすことで、目標達成を目指す。

《福井大学の役割》

福井大学の医学部附属病院では平成17年度「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム」として採択された「救急に強い僻地診療専門医の養成プログラム」を立ち上げ、救急診療能力と総合診療能力の両方を兼ね備えた医師（以下、「救急総合医」という。）の養成に挑戦し、若狭地域の高浜町（和田診療所）における医師確保に一定の成果を上げ、地域医療に貢献している。また、福井県の緊急被ばく医療体制において、二次被ばく医療支援機関として指定されており、平成16年8月の関西電力（株）美浜原子力発電所での蒸気漏れ事故においては、救急医をヘリコプターで敦賀市内の病院へ派遣し、重症患者2名の転送を受け入れ治療にあたった。また、救急部の運営において、日本では極めて稀な北米型救急体制の構築に取り組み、日本で不足している（ER型）救急専門医の養成に一定の成果を上げ、全国的に注目を集めている。また、その北米型救急体制の救急部と総合診療部が合体して、「救急総合医」の養成を行っており、成果を上げつつある。

本プログラムでは、専門医研修前期における緊急被ばく医療専門医コース、専門医研修後期における緊急被ばく医療指導医コースの2段階において、既存の救急診療教育カリキュラム、総合診療教育カリキュラムに、緊急被ばく医療カリキュラムを上乗せするスタイルで、新しく「緊急被ばく医療に強い救急総合医」の養成プログラムを立ち上げる。

今後、この取り組みは、本プログラムを通して益々発展させることができる。

なお、福井大学医学部附属病院の救急部長は、長年この地域における緊急被ばく医療体制の構築に関わっており、このプログラムによって養成される人材とともに、今後も敦賀市及び福井県における緊急被ばく医療体制の充実に大きく貢献する。

また、本プログラムには、緊急被ばく医療に関して熟知した救急医学講座及び救急部の教員が既に4名おり、そのうち2名は福井地区緊急被ばく医療ネットワーク検討委員会の委員及び委員長を務めている。この4名の教員と本プログラムのために採用する客員教授が、本プログラム関係者で構成される「緊急被ばく医療に強い救急総合医養成連絡協議会（仮称）」において協議しながら、カリキュラムの作成や見直しを行い、研修教育を実施する。

《敦賀市及び市立敦賀病院の役割》

本プログラム2年目及び5年目に実施する救急診療及び総合診療の研修は、市立敦賀病院の救急総合診療部門で行う。

また、本プログラム修了者は、市立敦賀病院が救急総合医師として採用する。なお、採用後は、診療のみならず、市内の医療職や行政職員、市民対象に緊急被ばく医療の啓蒙、教育を行う。

《原子力事業者の役割》

原子力発電所を設置する事業者は、本プログラムにおいて、原子力施設見学や産業医による教育研修など緊急被ばく医療研修に協力する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 支援措置

① 支援措置の番号及び名称

B0801 科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム

② 地域再生人材養成ユニット名

緊急被ばく医療に強い救急総合医養成拠点

③ 人材養成ユニット設置予定機関

国立大学法人福井大学医学部、医学部附属病院

④ 実施予定時期

平成21年7月から平成26年3月まで

⑤ 事業内容

福井大学（医学部、医学部附属病院）と、緊急被ばく医療体制の更なる充実が必要な敦賀市（市立敦賀病院）が連携し、多施設ローテーションによる新しいカリキュラムで、社会ニーズに合った「緊急被ばく医療に強い救急総合医」の養成プログラムを構築する。これにより、敦賀市における「救急医療の充実」及び「原子力災害にも対応できる体制整備」が可能となる。また、敦賀市（市立敦賀病院）をこの「緊急被ばく医療に強い救急総合医」の養成拠点とし、同市のみならず若狭地域から福井県全域における「緊急被ばく医療体制」の充実を図り、原子力施設のある他の道府県におけるモデルケースとなることも目指す。

5-3-2 独自で行う事業

《第5次敦賀市総合計画第3期基本計画》

敦賀市は、平成9年3月に市政推進の基本方針である第5次敦賀市総合計画を策定し、『世界とふれあう港まち 魅力あふれる交流都市 敦賀』を将来都市像として定めている。平成19年3月には第3期基本計画を策定し、本計画の推進に努力している。

同計画では、「第4章 活力とにぎわいのある都市づくり」の「第1節 たくましい産業の振興」、「エネルギーと地域振興」において、「エネルギー都市」として市民の親しみを高めること、エネルギー産業を広く地域振興の原動力にすること、電源地域振興策の充実を図ることを掲げており、エネルギー関連事業と地域が共生する「エネルギー都市 敦賀」の地域振興を目指している。

また、「第2章 快適に暮らせる都市づくり」「第3節 安全で安心して暮らせる社会基盤の整備」の「原子力安全」において、原子力防災対策の充実強化を、「第3章 ふれあいと温もりのある都市づくり」「第2節 安心できる地域医療体制の強化」の「医療」において、市立敦賀病院における医療体制の強化、医師の確保等を掲げ、市民が安全で安心して暮らせる環境づくりを推進している。

《敦賀市原子力防災計画》

敦賀市においては、敦賀市原子力防災計画を昭和46年9月に作成（平成17年3月修正）した。

同計画は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等のため、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生・拡大の防止及び災害の復旧を図るための対策等について、敦賀市や福井県、指定された公共機関、原子力事業者等の防災関係機関が、防災に関してとるべき措置及びその有する全機能を整えるべき必要な体制を定めたものである。

総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務を遂行することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。

同計画に基づき、原子力防災訓練を実施するなど、原子力災害への対応体制の整備の充実を図っている。

《市立敦賀病院中期経営計画》

市立敦賀病院では、地域医療における役割の明確化や経営改善を行うことにより地域医療を確保するため、計画対象期間を平成21～25年度とする中期経営計画を平成20年12月に策定した。

計画において、嶺南地域、特に二州地区の地域医療確保のために果たすべき役割として、①急性期医療、②不採算・政策医療、③地域医療連携推進、④地域の医療水準の向上、⑤人材育成を担うこととしている。また、役割に対応し、経営改善を図るため、数値目標を設定している。

これらの役割に対応するため、医師の確保や救急医療の充実、原子力災害にも対応できる体制の整備などにも取り組んでいくこととしている。

6 計画期間

認定の日から平成26年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

各年度及び本地域再生計画終了後に、地域再生計画の目標について、福井大学、原子力事業者及び敦賀市など関係機関により、達成状況等について評価を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし